

# 大阪府立工芸高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「お互いを尊重し認め合う仲間づくり」育成のために「大阪府立工芸高等学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりの取り組みについて
  - ・デザイン、造形活動を通じてお互いを認め合う意識を高める。
  - ・挨拶を通じてお互いを尊重する心を醸成する。
  - ・学校行事を通じて協力することの大切さを認識する。
- ② 未然防止・早期発見の取り組みについて
  - ・学校における活動について、生徒一人ひとりの立場に立って物事をとらえ、たとえ小さな出来事であっても見逃さない。
- ③ 家庭との連携について
  - ・学校や担任は絶えず家庭との連携をとり情報を共有する。

## 3. いじめの未然防止に向けた取り組み

### <基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

### （1）授業改善について

- ①学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応で重要な点について
  - ・生徒一人ひとりが授業時間はもちろん、家庭でも自主的に学習に取り組むよう、教職員が共通理解をもって取り組む。
  - ・配慮を要する生徒への対応は特別支援コーディネーターを中心に個々の生徒についての情報を集約し、全教職員で共有・活用を行う。

②相互公開授業等「わかる授業」づくりにおける具体的な取り組みについて

各教科内で、「わかる授業」に向けた学習計画を策定するとともに、定期的に相互公開授業を実施し、教職員が互いに学び、向上する場とする。

③指導力の向上に関する取り組みについて

指導力の向上をめざし、校内研修を実施するとともに、外部での研修に積極的に参加し、教職員の研鑽をはかる。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①学校行事などでは、一人ひとりが活躍でき、充実感が持てるよう計画を進める。
- ②学級活動については、個々人の立場や性格に配慮した運営ができるようサポートする。
- ③生徒会活動については、生徒の自主性を尊重し協調性を持って活動できるようサポートする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①ホームルーム活動等を通じて、平素よりいじめを許さない心を啓発するとともに、人権教育推進委員会が中心となって、人権意識の醸成に努める。
- ②全校集会や学年集会などで、命の大切さや思いやりの大切さについての講話を定期的に行う。
- ③パソコン、スマートフォン、携帯電話などICT機器の使用法やSNS等でのモラルについて、生徒のスキルアップを図るため、平素より定期的なプリント配付や講習会を実施し、ネット上でのいじめが発生しないよう抑制・防止に努める。

## 4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①学級担任、教科担当者などを中心に一人ひとりの生徒観察に努め、得られた情報を特別支援委員会等に集約することで共有をはかり、些細な変化を見逃さないようにする
- ②定期的なアンケートの実施や個人面談を実施し、直接生徒から発せられるサインを把握できるしくみを構築する。
- ③保健室への来室状況やスクールカウンセラーの利用状況などを担任等にフィードバックし、積極的な認知に努める。
- ④いじめ相談窓口や外部機関についての情報を教職員に周知するとともに、必要に応じた活用を行う。

- |                         |                                 |
|-------------------------|---------------------------------|
| ・すこやか教育相談 24            | 0120-0-78310 (24時間 IP電話は不可)     |
| ・すこやかホットライン (大阪府教育センター) | 06-6607-7361 (平日 9:30~17:30)    |
| ・子ども家庭相談室               | 06-4394-8754 (月・火・木10:00~20:00) |
| ・大阪市こども相談センター (こども専用)   | 06-4301-3140 (平日 9:00~19:00)    |
| (保護者専用)                 | 06-4301-3141 (平日 9:00~19:00)    |
| ・法務局 子どもの人権110番!        | 0120-007-110 (平日 8:30~17:15)    |
| ・チャイルドライン               | 0120-99-7777 (毎日16:00~21:00)    |

## 5. いじめの早期解決についての取り組み

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### ①いじめ事案を教育委員会（管理職等）へ報告する体制について

- ・事案の報告は、別図「いじめ発見の際の流れ」に沿って速やかに管理職へ報告し、管理職は教育委員会に報告する。

#### ②全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりについて

- ・人権教育推進委員会、生活指導部が共同し情報の共有化・教職員の連携をはかり、いじめ防止対策委員会によって決定した方針に従って早急な対応を進める。

#### ③被害生徒の保護、加害生徒への指導について

- ・当該生徒の所属する担任、部活動顧問等と人権委員会、生活指導部が連携し、いじめ防止対策委員会によって決定した方針に従って、被害生徒の保護ならびに、加害生徒への指導を行う。

#### ④警察などの関係機関との連携について

- ・窓口を管理職に一本化し、いじめ防止対策委員会によって決定した方針に従って関係機関との連携を図る。

#### ⑤家庭との連携について

- ・当該生徒の所属する担任、部活動顧問等と人権教育推進委員会、生活指導部が連携し、いじめ防止対策委員会によって決定した方針に従って、家庭と連携し、生徒の社会性の向上、人格の成長につながる指導を行う。

#### ⑥ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用について

- ・インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害などの事案の未然防止や早期解決を図ることを目的として、大阪府教育委員会、市町村教育委員会、大阪府警察本部及び関係機関等が連携して構築した「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用し、生徒・保護者への啓発活動や事案解決への相談などを行う。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### ①人権教育推進委員会

- ・いじめ問題を人権問題としてとらえ年間指導計画の立案、推進をおこなう。

### ②生活指導部

- ・事実の確認、関係の調査を行う。
- ・被害生徒の保護、加害生徒への指導を行う。

### ③いじめ防止対策委員会

<構成> 管理職・生活指導部長・教務部長・健康指導部長・学科長・人権教育主担・特別支援コーディネーター・養護教諭等

※ 事案対応の場合は、担任あるいは部活動顧問等を加える。

<役割> ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いのある事案が報告された場合は、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針を決定し、保護者との連携を行う。

## 【年間計画】

### （１） 保護者・関連機関との連携

- ①ホームページや人権だより等を活用し、情報発信・啓発を行う。
- ②学校協議会へは現況の報告および取り組みの提案を行い、協力を請う。

### （２） 取組内容の検証

- ①人権教育推進委員会を中心に「学校経営計画」に基づき評価アンケートの実施を行い、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法について検証する。
- ②「学校経営計画」の指導目標に掲げ学校協議会に諮る。

## 【調 査 等】

- ①生徒対象 生活環境アンケート（いじめアンケート）調査 年３回（毎学期）
- ②教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査（個人懇談）  
年２回（７月・１２月）必要に応じて開催

## 【研 修 会】

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| ・人権教育実践研修会（教員対象）        | 年１回以上 |
| ・「いじめについて考える日」講話（全生徒対象） | ５月    |
| ・人権学習会（全生徒対象）           | １１月   |
| ・人権講話（全生徒対象）            | １２月   |

## ７．重大事案への対処

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ②学校の対応は、管理職を窓口として、関係者に対し誠意をもって対応し、正確な情報公開に努める。
- ③いじめ防止対策委員会緊急会議を招集し、事実関係を明確にして事後の対応を行う。
- ④特別指導委員会を招集し、被害生徒の保護、保護者への適切な情報提供を行う。
- ⑤管理職は速やかに教育委員会への報告を行う。

### ※ いじめ発見の際の流れ

